

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第4節 附置研究所 (附置研究所)</p> <p>第30条 京都大学に、次に掲げる研究所を附置する。 化学研究所 人文科学研究所 <u>再生医科学研究所</u> エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 <u>ウイルス研究所</u> 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所 i P S細胞研究所</p> <p>2 前項に掲げる研究所(以下「附置研究所」という。)の目的は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>3 附置研究所のうち、化学研究所、人文科学研究所、<u>再生医科学研究所</u>、<u>エネルギー理工学研究所</u>、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、<u>ウイルス研究所</u>、<u>経済研究所</u>、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所及び東南アジア研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>(研究所長)</p> <p>第31条 附置研究所に所長を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>2 所長は、当該附置研究所の教授会の議を踏まえて、総長が任命する。</p> <p>3 所長の選考手続は、当該附置研究所の定めるところによる。</p> <p>4 所長の任期は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>5 第16条第5項及び第6項の規定は、所長の場合に準用する。</p> <p>(教授会)</p> <p>第32条 附置研究所に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。</p> <p>2 教授会の名称は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第33条 教授会は、附置研究所に係る次の各号に掲げる事項について審議し、総長が決定を行うに当た</p>	<p>第4節 附置研究所 (附置研究所)</p> <p>第30条 (同左) 化学研究所 人文科学研究所 <u>ウイルス・再生医科学研究所</u> エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所</p> <p>経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所 i P S細胞研究所</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 附置研究所のうち、化学研究所、人文科学研究所、<u>ウイルス・再生医科学研究所</u>、<u>エネルギー理工学研究所</u>、生存圏研究所、防災研究所、基礎物理学研究所、<u>経済研究所</u>、数理解析研究所、原子炉実験所、霊長類研究所及び東南アジア研究所は、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>(研究所長)</p> <p>第31条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>(同左)</p> <p>(教授会)</p> <p>第32条</p> <p>2</p> <p>(審議事項)</p> <p>第33条</p>

改正前	改正後
<p>り意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 所長の選考及び解任に関する事項</p> <p>(2) 特定有期雇用教職員就業規則第2条第1号から第4号までに掲げる者の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他特定有期雇用教職員就業規則第7条第1項、第11条第1項、第13条第1項及び第16条により準用する教員就業特例規則の規定によりその権限に属するものとされた事項</p> <p>(3) その他教授会の意見を聴いて総長が別に定める研究に関する重要事項</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、教授会は、総長又は当該所長がつかさどる研究に関する事項について審議し、及び総長若しくは当該所長の求めに応じ、又は教授会が必要と認めるときは、意見を述べることができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第34条 教授会に議長を置き、所長をもって充てる。</p> <p>2 議長は、教授会を主宰する。</p> <p>3 前2条及び本条に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は当該教授会が定める。</p> <p>(研究部門)</p> <p>第35条 附置研究所に、教員の役割分担及び連携の組織的な体制を確保するための教員組織として研究部門又はこれに代わる組織（次項において「研究部門等」という。）を置く。</p> <p>2 附置研究所に置く研究部門等は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程の定めるところによる。</p> <p>(寄附研究部門及び共同研究部門)</p> <p>第36条 附置研究所に、寄附研究部門又は共同研究部門を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が定める。</p> <p>(研究所附属の研究施設及びその長)</p> <p>第37条 附置研究所に、当該附置研究所規程の定めるところにより、附属の研究施設を置く。</p> <p>2 前項の研究施設に長を置き、当該附置研究所の教授又は准教授をもって充てる。</p> <p>(組織規程への委任)</p> <p>第38条 前8条に定めるもののほか、附置研究所の組織に関し必要な事項は、当該附置研究所規程の定めるところによる。</p> <p>(後略)</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>2</p> <p>(議長)</p> <p>第34条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(研究部門)</p> <p>第35条</p> <p>2</p> <p>(寄附研究部門及び共同研究部門)</p> <p>第36条</p> <p>2</p> <p>(研究所附属の研究施設及びその長)</p> <p>第37条</p> <p>2</p> <p>(組織規程への委任)</p> <p>第38条</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成28年10月1日から施行する。</p>

(同左)